

生活困窮者自立支援制度の動向

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度の概要

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円
R2年度予算:487億円 R3年度予算:555億円
R4年度予算:594億円 ※重層的支援整備事業分含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関(令和4年4月時点))

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費 3 / 4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- 一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- 住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

国費 2 / 3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- 家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 1 / 2, 2 / 3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- 生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

(申請受付期限)

緊急小口資金、総合支援資金(初回) : 令和4年9月末

予算措置額合計: 2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額	4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末日まで延長する。

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

- 緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- 総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- 総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
- 総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

(住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。)

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり: 無利子 保証人なし: 年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了
注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年12月末の受付で終了

特例貸付における償還免除の取扱いについて

- 緊急小口資金等の特例貸付の償還については、①償還開始の据置期間の延長、②償還開始時における償還免除の判定、③償還期間中における償還困難者への免除の適用等を行い、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

据置期間

①償還開始の据置期間の延長

- 償還開始までの据置期間について、所得証明書の取得時期や償還事務の手続き等を考慮し、「令和4年3月末まで」としている期間を資金種類ごとに応じて再延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前	令和4年12月末日以前	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末	令和4年12月末	令和5年12月末	令和6年12月末

償還開始

②償還開始時における償還免除の判定

- 資金種類それぞれの償還開始年度毎に、申請に基づいて償還免除の判定を行い、借受人及び世帯主が住民税非課税である場合は償還免除を行う。
- ただし、以下のやむを得ない事情がある場合は、借受人のみ住民税非課税であれば足りることとする。
 - ・ DVのため避難している等により、世帯主の所得証明書が取得できない場合
 - ・ 免除判定の申請時点における世帯主が、借受時に同一の世帯でなかった場合 等

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
判定年度	令和4年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
判定する課税年度	令和3年度又は4年度	令和3年度又は4年度	令和5年度	令和6年度

償還期間

③償還期間中における償還困難者への償還免除の適用

- 償還開始時に償還免除の要件を満たさなかった場合においても、償還中に償還困難となった場合には、以下のきめ細やかな対応を行う。
 - ・ 償還開始以降に、借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は、申請に基づいて残債を一括して免除する。
 - ・ 死亡や失踪宣告、生活保護の受給、重度障害者の認定、自己破産等の一定要件を満たす場合は、申請又は職権に基づいて残債の全部又は一部を免除する。

特例貸付における償還期間中の償還免除の取扱いについて

○ 特例貸付における償還期間中において償還困難となった場合において、やむを得ない事情がある場合はそれぞれの事情に応じて、残債を免除する。

特例貸付における償還期間中の償還免除の要件		償還計画額 償還期限までに償還するとして償還予定額	償還未済額 償還開始以降に償還計画通りの償還がされずに延滞となっている金額
1. 借受人による申請免除	① 償還免除特例の判定時期以後に、借受人及び世帯主が住民税非課税（均等割が非課税であること）となっている場合	○（残額を免除）	—
	② 生活保護を受給した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	③ 精神又は身体に著しい障害を有し、精神保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	④ 償還開始以降12か月以上の償還未済額があるが、分納や少額返済などを実施しているものの償還未済額が増加しており、かつ、住民税所得割が非課税となっている高齢者のみ世帯、障害者世帯又はひとり親世帯若しくは当該世帯と同等と都道府県社会福祉協議会において判断される世帯である場合	—	○（未済額を免除）
2. 相続人への職権免除	① 死亡した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	② 失踪の宣告がされている場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
3. 都道府県社協による職権免除	① 自己破産の手続き又は個人再生の手続きを行い返済が完了し、免責が確定した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	② 12か月以上の償還が遅延している借受人については、住居不明により償還催告通知書が返送される事実により、償還が開始されない場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	③ 12か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	④ 償還期限到来後2年連続して、借受人及び世帯主の住民税が非課税である場合（均等割が非課税であること）	—	○（未済額を免除）
	⑤ 償還未済額の時効が完成している場合	—	○（未済額を免除）
	⑥ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合	○（残額の全部又は一部を免除）	○（残額の全部又は一部を免除）

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップ支援を行う。

緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予の取扱いについて

(令和4年10月28日付けで改正した特例貸付の局長通知等の概要)

- 特例貸付における償還が困難となった場合には、償還が困難なやむを得ない理由により償還を猶予する。

(1) 償還が困難であるとのやむを得ない事由が認められる場合の対象要件	(2) 申請に必要な書類等
①地震や火災等の被災した場合	被災証明書、り災証明書 等
②病気療養中の場合	診断書、病状証明書 等
③失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票 等
④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる書類
⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合	自立相談支援機関からの意見書
⑥都道府県社会福祉協議会が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 (やむを得ない事由の例) <ul style="list-style-type: none">・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近3か月の収入が住民税非課税相当を目安に判断）。・DV等の被害を受けて避難している。・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等	面談等を通じ、生活状況を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか判断

(備考)

- 償還猶予の期間は原則1年間。
- 生活再建に向けた必要な支援を適切に行う観点から、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の支援を受けるものとする。
- あらかじめ借受人から個人情報の提供の同意を得られている場合には、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応を実施。
- 猶予の適用期間中に、償還免除の要件（住民税非課税、生活保護の受給、重度障害の認定、自己破産等）に該当する場合は、残債分を償還免除する。

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されること、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供、訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内、個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予や少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

（1）個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更や少額返済**を認める【社協】

（2）訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

※「物価高克服・経済再生実現のための経済対策」（R4.10.28閣議決定）に伴う補正予算の関連事業において、**自立相談支援機関によるアウトリーチ等を行うために必要な経費の支援**を盛り込む予定

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

予算額 1,526億円 (令和3年度予算現額(流用) 589億円、令和3年度補正予算額 937億円)

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(注)で、以下の要件(住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象)を満たすもの
 - (注) 緊急小口資金及び総合支援金を借り終わった世帯。生活保護世帯は除く。
 - ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下
(例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円)
 - ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下)
 - ・ 求職活動等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
 - ※ 当分の間、ハローワーク等での相談(月2回以上)や企業への応募等(週1回以上)の回数を減ずる(各々月1回)。
 - 支給額(月額)：生活扶助受給額(1世帯あたり平均額)を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
 - 支給期間：3か月(申請受付期限を令和4年9月末から12月末へ延長)
 - ※ 生活困窮者自立支援金の支給期間(3か月)中に求職活動等を誠実に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給(3か月)を可能とする。
 - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付(3か月目)を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
 - 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額	負担金(298億円)の内数
令和3年度補正予算額	100億円
令和4年度当初予算額	負担金(301億円)の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者
 ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。
 ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 ② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)
 ※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)
 ※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

・②による受給者については、再延長期間(～9か月目)までは求職の申込みは求めない
 ・①及び②ともに、当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能。また、当分の間、ハローワーク等での相談(月2回以上)や企業への応募等(週1回以上)の回数を減らす(各々月1回)。

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)
 ※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

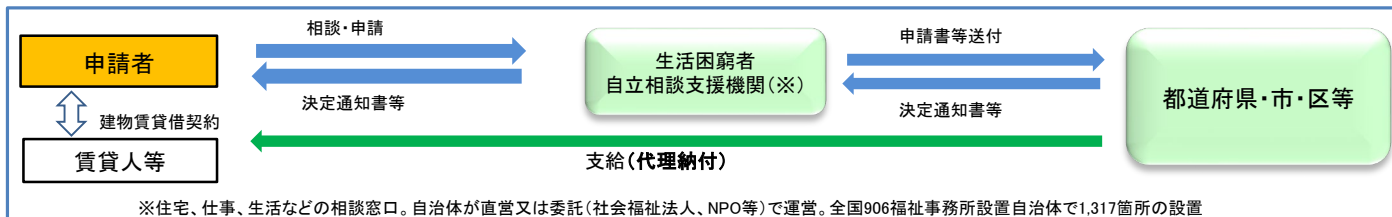
【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和5年3月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

令和5年3月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能とする。

【事業スキーム】



Ⅲ 「新しい資本主義」の加速

3. 包摂社会の実現

(3) 孤独・孤立、就職氷河期世代など困難に直面する方々への支援

コロナ禍の影響の長期化に伴い、孤独・孤立問題が深刻な社会問題となっている。相談体制強化に向けた取組や地域における連携体制の構築を進めつつ、**孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援や自殺防止対策に取り組む民間団体を支援する。**

- ・生活困窮者等支援民間団体活動助成事業（厚生労働省）

Ⅳ 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保

1. ウイズコロナ下での感染症対応の強化

(1) 保健医療体制の強化・重点化と雇用・暮らしを守る支援

雇用調整助成金の迅速な支給を継続するとともに、**生活困窮者の支援に万全を期す**（脚注28）。

- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（厚生労働省）

（脚注28）

- ・緊急小口資金等の特例貸付の償還が令和5年1月に開始することや生活困窮者自立支援金の申請期限が本年12月末に到来することを見据え、自立支援金の受給者を含む個々の借受人の状況に応じて、きめ細やかなフォローアップをプッシュ型で行うとともに、償還免除や償還猶予の積極的活用など、柔軟な相談支援等を行うための体制強化や、地域のNPO法人等に対する支援、住居確保給付金の特例の年度末までの延長等を行う。

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 49億円の内数
(令和4年度補正予算案)

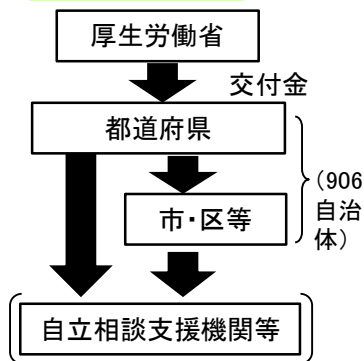
【要旨】

- コロナ禍での物価高騰への対応や、特例貸付の借受人、自立支援金の終了者等へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑦、⑨ 国3/4
- ⑧ 国10/10

事業内容

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行うための以下の事業を実施する。

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援(1団体50万円上限)
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施